

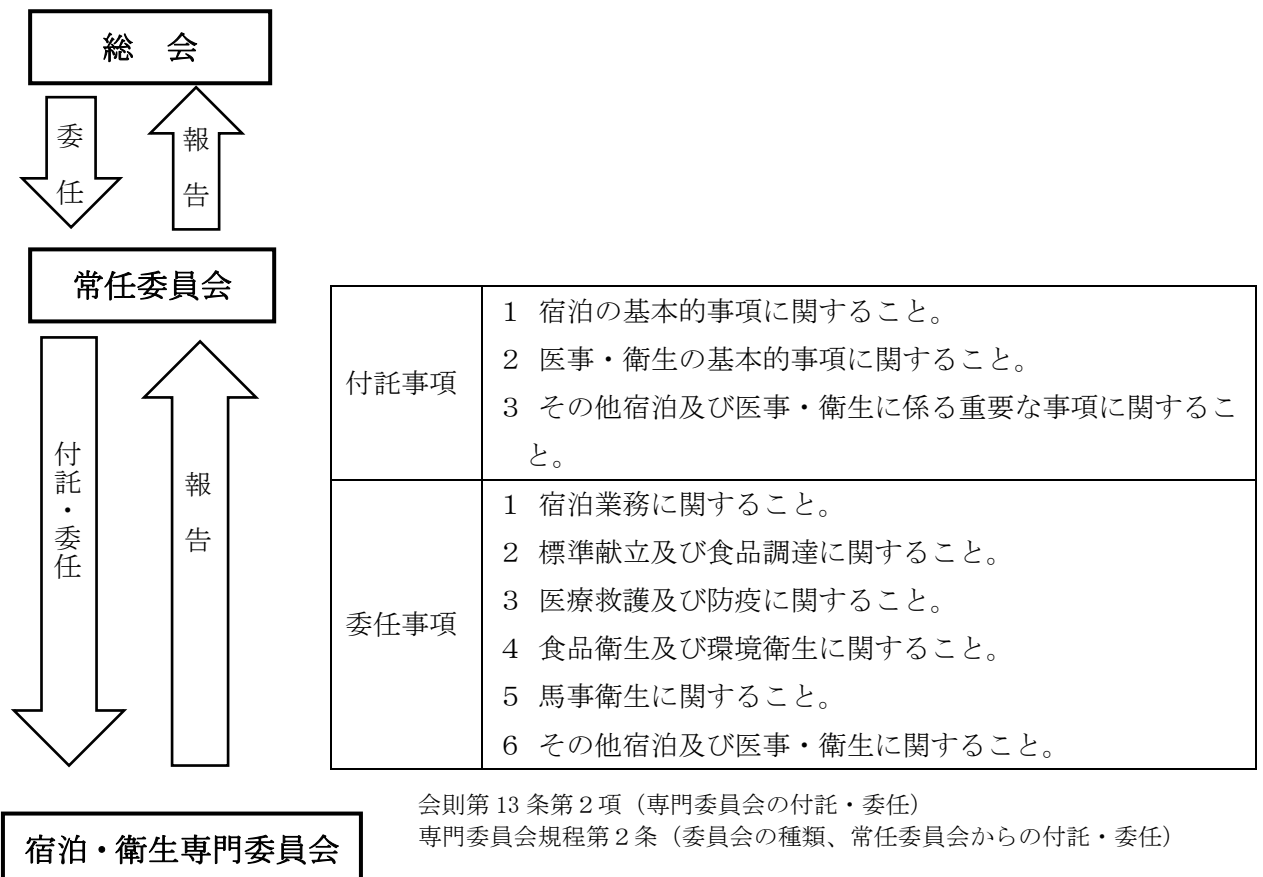
宿泊・衛生専門委員会の概要について

1 目的

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会にかかる選手・監督等の宿泊に関することや食事、医療救護体制の整備、防疫、食品・環境衛生対策等に関する方策等を専門的見地から検討、審議等行うため、宿泊・衛生専門委員会を設置する。

2 宿泊・衛生専門委員会への付託事項、委任事項及びその根拠

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程（令和 4 年 5 月 31 日第 6 回総会で決定）



3 主な審議事項について

(1) 宿泊

選手・監督等の宿舍の確保や配宿の実施に関する事項を検討し、審議を行う。

【具体例】

宿泊基本方針、宿泊基本計画、宿泊施設充足対策要項、配宿の実施方針 等

(2) **食事**

大会参加者に対し、安全・安心で栄養素のバランスがよく、長野県らしい食事の提供ができるよう検討し、審議を行う。

【具体例】

標準献立作成方針、弁当調達にかかる検討 等

(3) **医療救護**

傷病の発生に速やかに対処できるような医療救護体制の整備について検討し、審議を行う。

【具体例】

医事・衛生基本方針、医事・衛生基本計画、医療救護要項 等

(4) **衛生**

大会参加者が清潔な環境下で大会期間中を過ごせるための体制・環境づくりについて検討し、審議を行う。

【具体例】

医事・衛生基本方針、医事・衛生基本計画、防疫対策要項、食品衛生対策要項、環境衛生対策要項 等